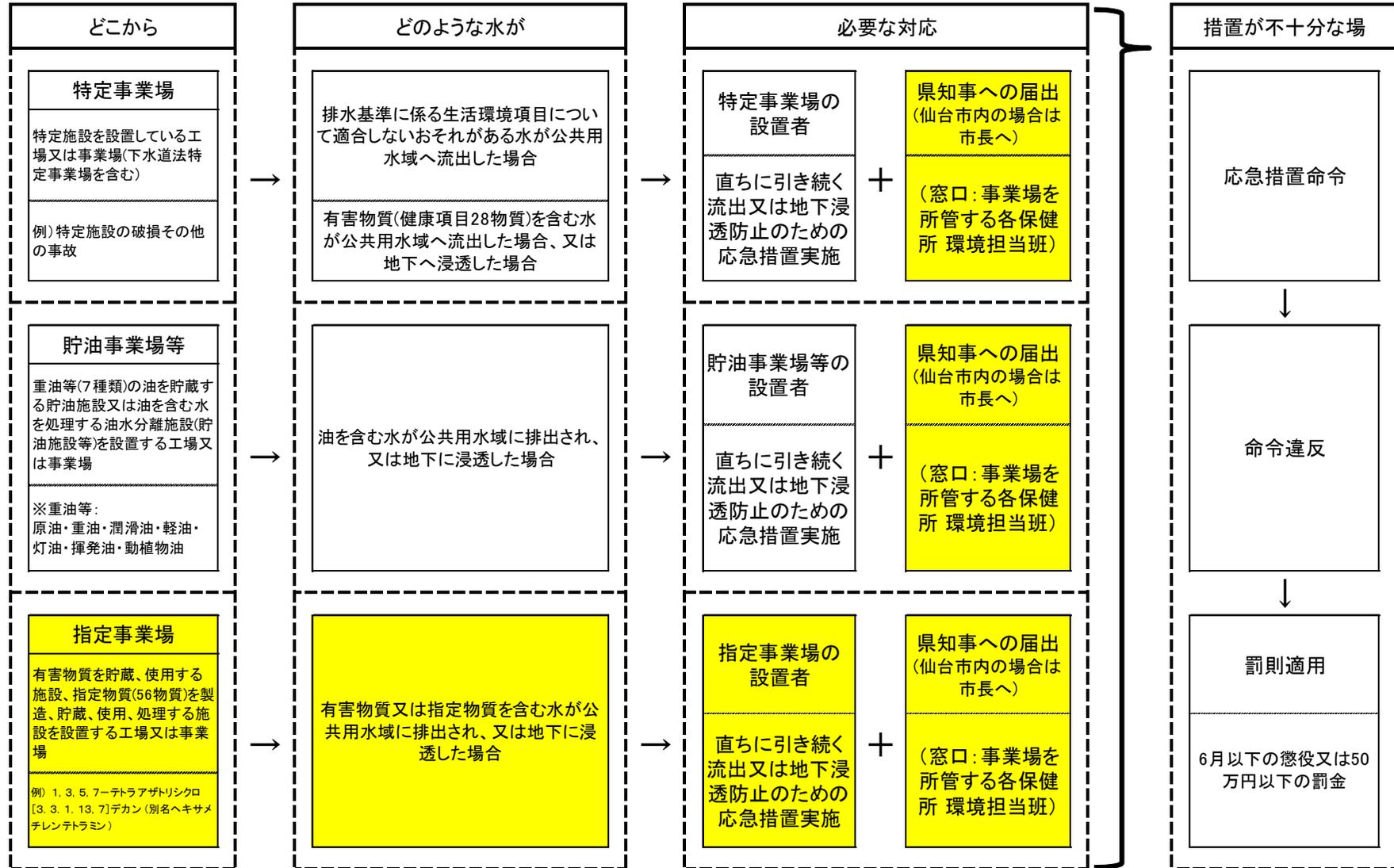


○ 事故時の措置（水質汚濁防止法第14条の2）

工場・事業場において施設の破損等の事故により排水基準に適合しない、もしくは有害物質等を含む水が排出され、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに応急措置を講じ環境汚染の拡大防止を図るとともに、速やかに都道府県事に事故の状況等を届け出なければなりません。



※特定施設、指定施設、貯油施設等の各施設はそれぞれ重複することがあります。

：平成23年4月施行分